

## 総務省における政策評価の基本的考え方

### 1 政策評価の必要性

わが国の行政においては、ともすれば法制度の検討や予算の確保など政策の企画立案（Plan）に力点が置かれてきましたが、これを国民本位の効率的で質の高い行政、国民的視点に立った成果重視の行政へ転換するためには、政策を実施（Do）した結果を的確に評価（Check）し、社会経済情勢の変化等にあわせて政策を柔軟に見直して予算要求等に反映すること（Action）が求められています。

総務省は、行政改革・行政運営、地方行財政、選挙、情報通信（ICT政策）、郵政行政、統計、消防などの幅広い分野において国民に身近な社会基盤や快適な生活を支える役割を果たしており、総務省の政策に対する国民の信頼のさらなる確保を図るため、政策評価の的確な推進が重要となっています。

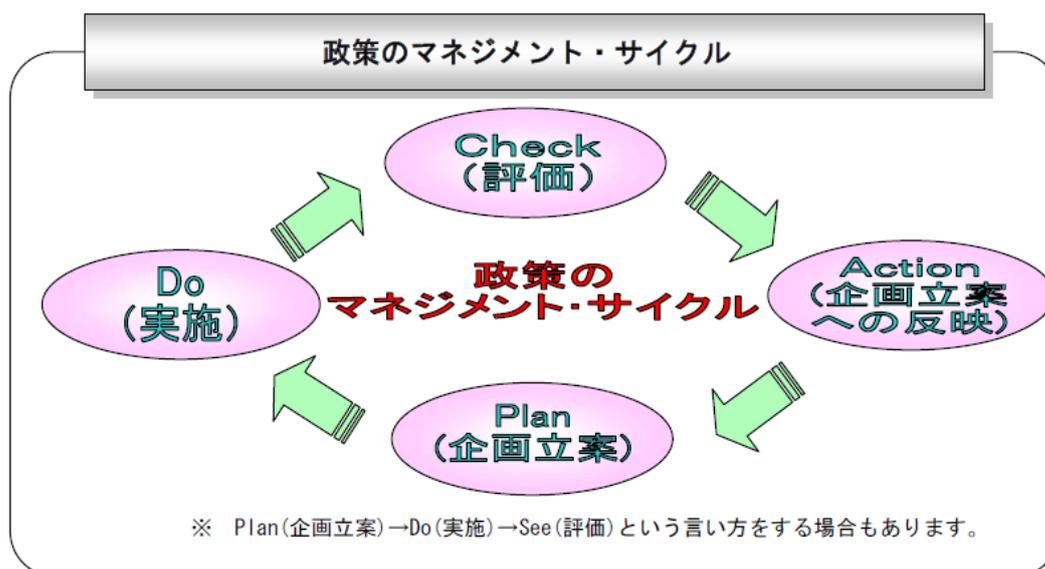
### 2 政策評価の目的

総務省では、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）に基づき、積極的に政策評価に取り組んでいます。

総務省における政策評価の目的として、次のような点が挙げられます。

#### 効率的で質の高い行政の実現

政策を企画立案し、実施した結果が、国民生活や社会経済にどのような影響を与えているか、達成目標がどの程度実現しているといえるのかを評価し、評価結果から政策の課題を抽出して次の企画立案に反映させていくという、政策のマネジメント・サイクルを確立し、効率的で質の高い行政の実現を図ること（下図参照）。



出典：総務省行政評価局作成 『政策評価Q & A』(H19.11.19版)

## 成果重視の行政の実現

政策ごとに事前に目標設定を行い、「政策をどのように実施したのか（アウトプット）」よりも「政策の実施により結果として国民にどのような便益がもたらされたのか（アウトカム）」に着目した評価を行うことにより、成果重視の行政の実現を図ること。

## 透明性の確保及び国民の信頼の向上

総務省の政策について国民に対する行政の説明責任の徹底を図り、政策やそれに基づく活動についての透明性を確保し、行政に対する国民の信頼の向上を図ること。

### 3 評価の枠組み

#### (1) 評価方式

総務省では、政策の特性等に応じて、次の3つの方式を用いています。

##### ア 実績評価方式

実績評価とは、評価対象政策の目標をあらかじめ明示し、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、目標の達成度合いについて評価する方式による評価です。

総務省では、総務省の主要な政策（法第6条第3項に規定する政策。以下「主要な政策」という。）をその対象とし、当該政策の有効性等について検証し、その見直し等に活用しています。

総務省では、おおむね一つの部局の所掌事務程度又はそれを2～3ぐらいに分割した程度のものを「主要な政策」として、政策評価の単位と位置づけています。

##### イ 総合評価方式

総合評価とは、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し評価する方式による評価です。

総務省では、主要な政策をその対象とし、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用するほか、分野横断的なテーマ若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策をその対象とし、総務省の政策評価を充実する評価方式として活用しています。

##### ウ 事業評価方式

事業評価とは、事業を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し評価する方式による評価です。

総務省では、事業や実施手段についての企画立案、事業の実施に当たっての判断を行う際に（事前評価）あるいは一定期間経過した事業の有効性の検証及びその見直し等（事後評価）に活用しており、以下のとおり、法で実施が義務づけられたもののほか、総務省独自の基準を定め、取組を進めています。

(a) 事前評価

法で規定されている基準

10億円以上の費用を要することが見込まれる個々の研究開発又は公共事業  
法律又は政令の制定・改廃による規制の新設・改廃を目的とする政策

総務省独自の基準

新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち  
相当程度の社会的影響等があると認められる事業

既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等  
があると認められる公共事業又は研究開発課題

規制の新設・改廃を目的とする政策

なお、平成20年度の事前評価は、平成21年度概算要求関連の事業については8月頃、規制の新設・改廃を目的とする政策についてはその都度、実施します。

(b) 事後評価

総務省独自の基準

事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの

一定期間継続している研究開発制度

一定期間継続している事業であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業

平成20年度の事後評価の対象となる事業は、以下の7事業です。

- ・ 地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備
- ・ 字幕番組・解説番組等の制作促進事業
- ・ 地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究
- ・ ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証
- ・ 移動通信システムにおける高度な電波の共同利用に向けた要素技術の研究開発
- ・ 衛星通信と他の通信の共用技術の研究開発
- ・ 高速・高精度測定技術の研究開発

総務省の評価方式の位置づけは、下表のとおりです。

対象	事前評価	事後評価	
<p style="text-align: center;">政策 レベル</p> <p style="text-align: center;">↑ ↓</p> <p style="text-align: center;">事業 レベル</p>	<div data-bbox="437 667 683 1003" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>&lt;事業評価方式&gt; 一定の事業について、予測される費用対効果等の分析により実施する評価</p> </div>	<div data-bbox="746 282 995 618" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>&lt;実績評価方式&gt; 主要な政策について、事前に設定した目標の達成度等の分析により実施する評価</p> </div> <div data-bbox="746 667 995 1003" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>&lt;事業評価方式&gt; 一定の事業について、実施手段の有効性等の分析により実施する評価</p> </div>	<div data-bbox="1043 282 1302 618" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>&lt;総合評価方式&gt; 主要な政策又は特定のテーマについて、政策効果の発現状況を様々な角度から分析する評価</p> </div>

(2) 評価の観点

総務省では、評価の対象とする政策の特性に応じて以下の観点を選択、具体化し、当該政策が総務省の任務遂行上有効か否かを確認しながら、総合的に行うこととしています。

政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示されたものとして、

必要性：政策の効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか

効率性：投入された資源量に見合った結果が得られるか、又は実際に得られているか、他に効率的な方法がないか

有効性：政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか

がありますが、これに加えて、

公平性：行政目的に照らして政策の効果や費用の負担が公平に分配されるものとなっているか、又は実際に分配されているか

優先性：以上の観点からの政策評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきか

についても、政策の特性に応じて選択して用いることとしています。

### (3) 評価に係る政策の体系

国民からみて分かりやすく、また、体系的かつ合理的で的確な政策評価とするためには、あらかじめ評価対象となる政策の体系を明らかにしておくことが適当です。

このため、政策評価の実施に当たっては、総務省の所管政策について、7つの行政分野を「主要な政策」(20政策)に整理し、主要な政策ごとに基本目標を設定するとともに、主要な政策の下にある施策体系を、「下位レベルの施策」-「事務事業(施策の実施手段)」として整理しています(10頁表及び参考資料「平成19年度に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について(平成19年度目標設定表)」参照)。

主要な政策の体系について、平成17～19年度評価では、26の主要な政策について評価を実施してきましたが、平成20年度評価に当たっては、予算書・決算書の表示科目と政策評価のための政策体系との整合を図るため、主要な政策の体系を従来の26政策から20政策に再整理しました。これにより、政策評価の予算要求等への反映状況が分かりやすくなるなど、政策評価と予算・決算との連携の強化が図られます。

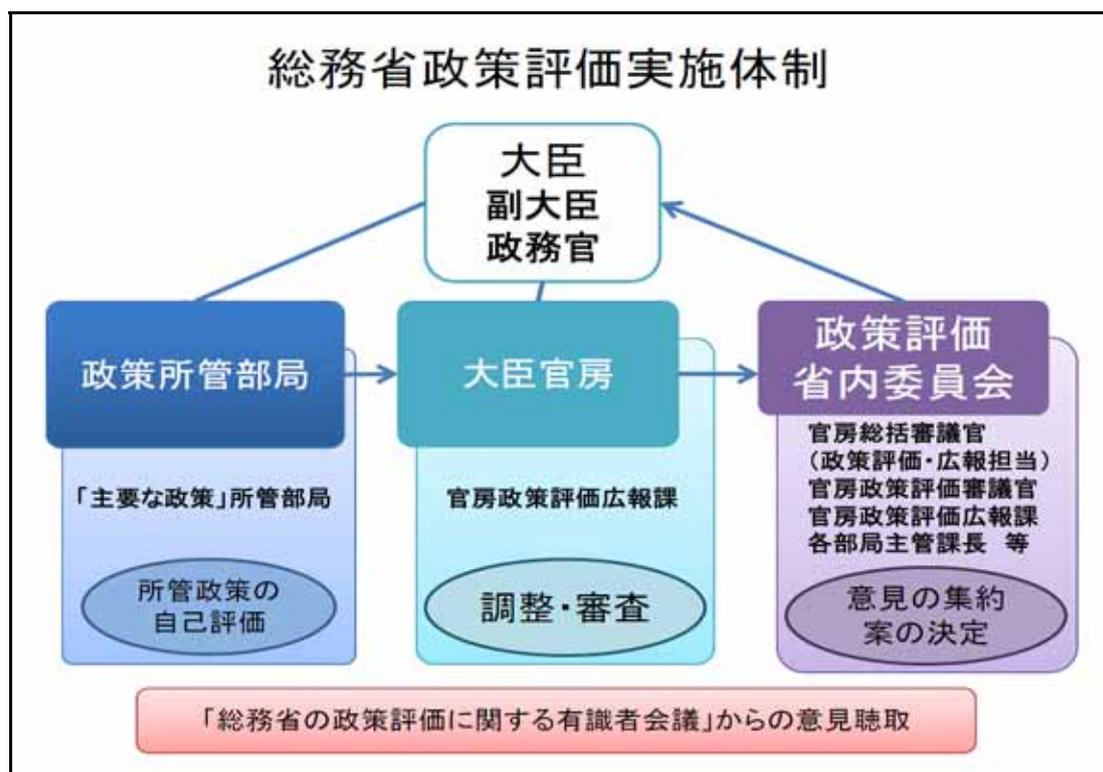
#### 4 政策評価の実施体制

##### (1) 省内体制

政策評価は、原則として当該政策の所管部局が行い、大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局間の調整等を行う観点から、政策の所管部局から提出された評価結果の審査を行います。

これについて、評価の客観性・厳格性を保つ観点から、学識経験者等の意見を聴取したのち、大臣官房総括審議官（政策評価・広報担当）が主催し各部局の主管課長等で構成される「総務省政策評価省内委員会」で調整、意見の集約を行った上で、最終的に評価結果を取りまとめています。

総務省政策評価省内委員会では、主要な政策の基本目標等、政策評価結果等に関し、学識経験者等による助言を踏まえ、省内における調整、意見の集約及びこれらの案の決定を行っています。



##### (2) 外部意見の聴取

政策評価を広範な視点からできる限り客観的に実施するためには、政策評価制度、評価対象政策等について専門的知識を有する学識経験者や実践的知識を有する者等（以下「学識経験者等」という。）の協力を得ることが重要です。

このため、総務省では、省外の学識経験者等から構成される「総務省の政策評価に関

する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置し、政策評価による政策のマネジメント・サイクルのあり方、総務省の主要な政策の基本目標等の設定、政策評価結果の取りまとめ等様々な段階において、有識者会議からの意見を聴取し、積極的にその知見を活用しています。平成20年度政策評価においては、有識者会議の意見等を踏まえ、評価の重点化・効率化、政策効果の把握手法の充実を行っています。

また、政策ごとの評価の客観性・厳格性を一層担保するためには、有識者会議のほか個別政策ごとに学識経験者等の意見を聴取することも重要です。このため、各部局が評価を行う際にも有識者会議とは別に積極的に外部の学識経験者の知見を活用することとしています。

なお、これらの学識経験者等の意見内容については、評価書に明記するように努めています。

## 5 評価結果の政策への反映

政策評価は、政策の企画立案(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 企画立案への反映(Action)という政策のマネジメント・サイクルに寄与するものであり、政策評価の結果から得られた課題を政策の企画立案に的確に反映させ、政策の見直し・改善につなげていくことが重要です。

総務省では、政策の所管部局及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業(総務省重点施策の取りまとめ、予算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等)における重要な情報として活用し、当該政策に適切に反映するよう取り組んでいます。

平成20年度の主要な政策の評価に当たっては、評価対象となる各政策について、ロジック・モデルを作成し、これを通じて政策の有効性等の分析を行うことにより、政策の見直し・改善の契機としていくこととしました。

また、政策評価を通じた政策の見直し・改善を図るためには、政策の質及び行政の政策形成能力の向上とともに当該政策を担当する職員の意識改革が重要です。各部局の政策評価及び政策の企画立案の担当者に対しては、政策評価制度及びその趣旨や評価実務に関する説明、研修、意見交換の場の設定等に積極的に努めています。

このような機会を通じ、職員の政策評価に対する理解と意識は着実に高まってきていますが、政策評価を通じた政策の見直し・改善を進めるため、今後とも、研修、有識者との意見交換等を進めることにより職員の意識改革を進めていくこととしています。

## 6 国民への説明責任の徹底

政策評価の目的の一つである行政の説明責任の徹底を図るためには、国民に対して分かりやすい情報を積極的に提供するとともに、政策評価に対する国民の意見・要望を活用す

ることなどが重要です。

総務省の所管政策は幅広く、国や地方公共団体の行政運営に関する制度の企画立案など、一般の国民にはなじみの薄い分野も含まれます。そこで、評価書においては、必要に応じて図表・グラフ等を用いているほか、本年度から、ロジック・モデルにより、政策の体系、政策の目的と手段の因果関係を分かりやすく明示するなど、総務省所管政策への国民の理解を深めるよう努めています。

なお、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_02/hyouka/index.html](http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html)）では、政策評価の結果や当該結果に基づく政策への反映の内容に加え、有識者会議における学識経験者等の意見等を公表しています。

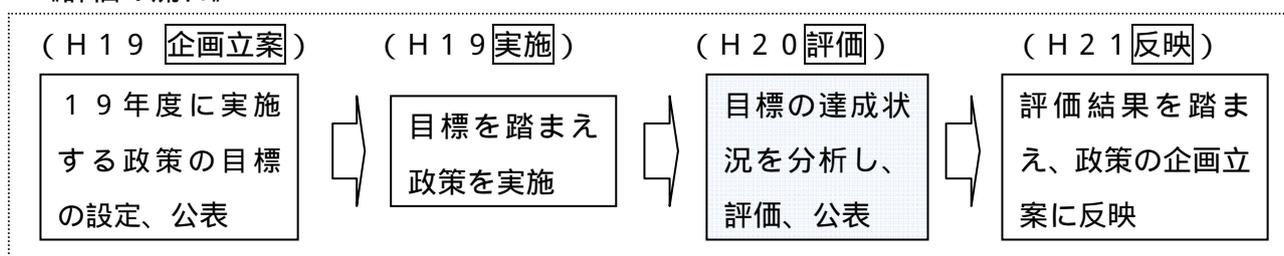
また、総務省では、政策の実施前に、目標設定表を作成することとし、その作成過程でパブリックコメントを実施し、国民の意見・要望を十分に反映させることとしています。（平成19年度の目標設定に関するパブリックコメントの結果については、ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071130\\_8.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071130_8.html)）参照）

## 主要な政策に係る評価の実施状況

### 1 評価の流れ

平成20年度の主要な政策に係る評価は、平成19年度に実施した政策について行うものであり、「平成19年度に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成19年度目標設定表）」に基づき、政策の所管部局が、平成20年度当初から評価作業に着手しました。大臣官房政策評価広報課においては、部局から提出のあった評価書の審査を行い、有識者会議の意見を聴取した上で、総務省政策評価省内委員会を開催し、評価書を決定しました。今後、評価結果を踏まえ、平成21年度の予算要求等を通じて政策の企画立案に反映していくこととしています（下図参照）。

#### 《評価の流れ》



### 2 評価対象

総務省ではこれまで、政策評価手法の定着のため、すべての主要な政策について毎年度評価を実施してきましたが、平成20年度以降は、評価の重点化・効率化の観点から、政策の特性等に応じて適切な頻度（毎年度又は2～3年度に1回）で評価を実施することとしました。

なお、当該年度に評価を実施しない主要な政策については、直近の指標等の状況を把握するための「モニタリング」を実施することにより、政策目標の進捗状況を把握し、予算要求等にも適切に対応していくこととしています（下表参照）。

## 主要な政策に係る評価の実施について(一覧)

行政分野	主要な政策	下位レベルの施策数	評価方式( )	評価頻度	H 20 評価対象	次回 評価年度	主な担当部局	
行政改革・行政運営	政策1	国家公務員の人事管理の推進	9	総合	2年ごと		H 22	人事・恩給局
	政策2	適正な行政管理の実施	3	総合	2年ごと		H 21	行政管理局
	政策3	行政評価等による行政制度・運営の改善	4	総合	2年ごと		H 22	行政評価局
地方行財政	政策4	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	6	総合	2年ごと		H 21	自治行政局
	政策5	地域振興	5	総合	2年ごと		H 22	自治行政局
	政策6	地方財源の確保と地方財政の健全化	4	総合	1年ごと		H 21	自治財政局
	政策7	分権型社会を担う地方税制度の構築	1	総合	1年ごと		H 21	自治税務局
選挙制度等	政策8	選挙制度等の適切な運用	3	総合	3年ごと		H 23	自治行政局 選挙部
電子政府・電子自治体	政策9	電子政府・電子自治体の推進	2	総合	2年ごと		H 22	行政管理局 自治行政局
情報通信 (ICT政策)	政策10	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	2	実績	1年ごと		H 21	情報通信政策局
	政策11	情報通信技術高度利活用の推進	6	実績	3年ごと		H 22	
	政策12	ユビキタスネットワークの整備	5	実績	3年ごと		H 21	
	政策13	情報通信技術利用環境の整備	5	実績	3年ごと		H 22	総合通信基盤局
	政策14	電波利用料財源電波監視等の実施	6	総合	3年ごと		H 23	
	政策15	ICT分野における国際戦略の推進	2	実績	1年ごと		H 21	
郵政行政	政策16	郵政行政の推進	3	総合	1年ごと		H 21	郵政行政局
国民生活と安心・安全	政策17	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	3	総合	2年ごと		H 21	大臣官房管理室
	政策18	恩給行政の推進	3	総合	2年ごと		H 21	人事・恩給局
	政策19	公的統計の体系的な整備・提供	4	総合	2年ごと		H 21	統計局
	政策20	消防防災体制の充実強化	4	実績	1年ごと		H 21	消防庁

( )『総合』は、総合評価方式のことを指し、『実績』は、実績評価方式のことを指す。

### 3 総合的な評価の実施

#### (1) 総合的な評価

主要な政策の評価については、これまで、すべて実績評価方式により、指標に係る目標値の達成状況等を基にした評価を実施してきましたが、総務省の所管政策には、国や地方公共団体の行政運営に関する制度の企画立案など目標値の設定の困難な政策も含まれること等から、平成20年度評価から、政策の自己改善を図るため、政策の基本目標の達成過程の分析を掘り下げて行う、「総合的な評価」に移行することとしました。

#### (2) 評価方式

評価方式としては、政策の特性等に応じ、実績評価方式と総合評価方式を選択することとしています。

政策の基本目標の達成度合いについて、目標(値)を設定した指標群を用いることによりおおむね測定できるものである場合には、実績評価方式により評価し、必要に応じ参考となる指標その他の参考となる情報を補完的に用いることとし、当該政策が、それに該当しない場合には、参考となる指標その他の参考となる情報を中心的に用いて総合評価方式により評価し、必要に応じて目標(値)を設定した指標を補完的に用いることとしています。

この考え方にに基づき、政策の所管部局が評価方式を選択した結果、平成20年度評価においては、実績評価方式を選択した政策は6政策、総合評価方式を選択した政策は14政策となっています(10頁表参照)。

総務省では、平成14～18年度の過去5年間の政策評価の活動について「総務省が実施した政策評価の取組についての検証」(平成19年7月)を実施し、主要な政策の評価については、今後は主要な政策の評価に当たり実績評価方式以外の評価方式を選択できるようにし、網羅的な実績評価方式による評価の実施による「一覧性の確保、政策評価手法の定着」から「政策の特性等に応じた評価の実施」へ、取組方針を転換していくことが適当としました。

#### (3) 「ロジック・モデル」の作成・活用

政策の基本目標の達成過程の分析を強化するための手法としては、有識者会議での意見聴取等を踏まえ、いわゆる「ロジック・モデル」を導入することとしました。

具体的には、ロジック・モデルを用いて、政策ごとに基本目標の達成過程をフローチャート形式で図式化して明示することにより、目標達成の手段(下位レベルの施策)の有効性等を論理的・体系的に点検するとともに、関連指標の状況等をフローチャートの

中に位置付け、基本目標の達成状況を段階的・体系的に把握するものです。

ロジック・モデルの導入により、ロジック・モデルを通じて、政策の目的と手段の因果関係が明らかにされることにより、政策の必要性・有効性・効率性等の分析を掘り下げた総合的な評価が可能となること、政策担当部局内で政策の有効性等について活発な議論を行うことにより、課題の発見、政策の見直し・改善の契機となること、国民に対して政策の体系を分かりやすく明示することができること、等の効果が期待されます。

なお、平成20年度評価においては、評価対象となる12政策についてロジック・モデルの作成を行いました。

#### (4) 目標の数値化等の推進

総務省の政策評価においては、政策の有効性を測定するため、主要な政策ごとに指標を複数設定しています。その際には、可能な限り、定量的な指標で数値目標を設定し、またアウトプット（直接的な行政活動）ではなくアウトカム（国民に対して実際にもたらされる成果、政策効果）に着目した指標を設定することとしています。

数値目標を設定することにより、その目標を達成できたか、どの程度達成できたかが明らかになるとともに、指標の数値化を進めることによって過去からの経年変化を定量的に分析することができるようになります。またアウトカム化を進めることによって、各政策が国民生活の向上にどれだけ貢献したかという視点からの評価が可能になります。

平成20年度評価では、数値目標を持つ主要な政策の割合は65%となり、数値目標を持つ指標の数は59となっています。また、アウトカム指標を持つ主要な政策の割合は40%となり、アウトカム指標の数は29指標となっています（下表参照）。

これまでの努力により、数値化可能なものについては相当程度の進捗をみており、国民に分かりやすく、政策の企画立案に反映させやすい評価として充実が図られてきています。ただし、総務省の所管政策には、国や地方の行政制度の企画立案など客観的な指標の測定によって政策目標の達成状況を評価することが難しいものや、国民に対する行政サービスの主体でないためにアウトカム指標を政策目標として設定することが難しいものが存在することから、このような政策について、無理に数値化、アウトカム率を増加させることは、適切な指標及び目標値の設定でなくなるおそれがあることに留意し、適切に指標の設定を行うこととしています。

指標の設定状況		20年度
政策数		20
数値目標を設定している政策数	数値目標を設定している指標数	13 (65%)
		59
アウトカム指標を設定している政策数		8 (40%)
	アウトカム指標の数	29

なお、平成20年度評価においては、20の主要な政策について、あらかじめ目標(値)を設定した指標の数は70、このうち、平成19年度に目標年度を迎えた指標の数は33となっていますが、19年度に目標年度を迎える指標が少ない政策、当該政策の大きな課題に係る指標が目標年度を迎えない政策などもあることから、政策全体の評価を、指標の達成状況のみから判断することは困難であり、それぞれの指標の目標値に対する達成度合いや参考となる指標等の状況も勘案し、政策の有効性等を総合的に判断することとしています。

#### 4 政策の見直し・改善の方向性に係る記載

政策評価は、政策のマネジメント・サイクルの確立を目的とするものであり、評価の結果を次の企画立案作業に的確に活用し、継続的に政策の見直し・改善に取り組んでいくことが必要です。

本評価書においては、政策の基本目標の達成過程の分析結果を「4 政策の総合的な評価」の項目に記載し、これを踏まえて、「5 今後の課題と取組の方向性」の項目では、「今後の課題」を下位レベルの施策ごとに明示し、課題に対する「取組の方向性」を記載することとしました。

「取組の方向性」欄については、「見直し・改善の方向性」を示したうえで、これに必要な措置を「予算要求」「制度」「実施体制」欄に分けて記載することにより、今後の政策の見直し・改善、予算要求等への反映を、可能な限り具体的に記載しています。なお、「取組の方向性」欄における、記載の区分方法は以下のとおりです。

記載の区分方法

印	予算要求	制度	実施体制
-	予算がないもの	制度がないもの	
	継続的な予算	制度の新設・改正の必要がないもの	実施体制について継続するもの
	新規予算の要求、既存予算の拡充について検討が必要なもの	制度の新設・改正について検討が必要なもの	実施体制の充実について検討が必要なもの
	予算の縮小・廃止について検討が必要なもの	制度の縮小・廃止について検討が必要なもの	実施体制の縮小・廃止について検討が必要なもの

## 今後の課題と方向性

本年度の政策評価は、平成19年11月に策定した総務省政策評価基本計画（対象期間：平成20年度から平成24年度までの5年間）に基づいて実施し、新たな取組として、先述のロジック・モデルを作成することとし、指標等の分析も含めた、各政策の基本目標の達成過程の検証を行うことによる、総合的な評価の方向性を打ち出しました。これにより、国民に対して政策の体系等を分かりやすく明示することはもとより、各政策の課題と取組の方向性の記載の充実を図りました。

一方で、組織のパフォーマンスの向上につながる目標設定をいかに行うか、現行の評価枠組みの中で、評価の客観性を高めながら、政策の有効性の分析をいかに充実させるか、政策の見直し・改善に向けた意識をいかに高めるか、といった課題にも的確に対応し、評価の一層の充実を図っていくことが必要です。

来年度以降の政策評価に当たっては、本年度導入したロジック・モデルを継続的に見直しながら、これをより有効に活用することにより、効果的かつ効率的な評価を実施していくことを基本としつつ、上記の課題を踏まえ、以下の項目について、重点的に検討していくこととします。

### (1) 組織のパフォーマンスの向上につながる目標設定

これまで、各政策について基本目標を設定するとともに、指標についても数値目標の設定を推進してきたところですが、このような目標設定がさらに、組織のパフォーマンスの向上につながるものとなるよう、政策の基本目標の具体化、指標に係る目標値の再設定など、目標設定のあり方について検討を行います。

### (2) 政策効果の発現過程の分析の強化

政策の基本目標の達成に向けて、総務省の行政活動のほか、国民の協力等の外部要因の分析が必要なものなど、ロジック・モデルを通じた政策効果の発現過程の分析の強化に向けた検討を行います。

### (3) 外部の専門的知見等の一層の活用

ロジック・モデルについて、評価実施段階に加え、評価プロセスの開始段階から、有識者会議等を積極的に活用するなど、評価の充実・客観性の向上に向けた検討を行います。

### (4) 見直し・改善への取組強化

ロジック・モデル中の下位レベルの施策の下に、さらに関連する事務事業を位置づけるなど、政策の具体的な見直し・改善に結びつく仕組みづくりについて検討を行います。